

# S E O対策に関する契約書

## 第1条 目的

- 1 I Tサポートねりま（以下、乙とする）は、ホームページのS E O対策業務を受託する。
- 2 委託者（以下、甲とする）は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

## 第2条 キーワードの提示

甲は文書またはメールにて、乙にキーワードを提示する。

## 第3条 見積

乙は、受託内容、金額及び期間を明示した見積（以下「見積」という）を甲に提出する。

## 第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

- 1 甲より提示されたキーワードに従い、S E O対策を講じる。
- 2 甲より提示されたキーワードに従い、ホームページ内のテキストを修正する。
- 3 S E O対策の為のサーバーやブログサービスへの契約。

## 第5条 S E O対策の期間

- 1 S E O対策期間は、乙が甲からS E O対策に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積にある場合は、見積に記載された着手日付を起算日とする。
- 2 納期は、乙が見積に記載した期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積に納期が日付で記載されている場合は、見積に記載された日付を優先する。
- 3 甲からの指示により、見積提出後に内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

## 第6条 S E O対策料金

- 1 甲は、ホームページの掲載順位に応じて、乙からの請求にもとづき、相当額を乙に支払うものとする。
- 2 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
- 3 料金の支払条件は銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

## 第7条 通知

- 1 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適切と判断される通信手段により行うものとする。
- 2 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
- 3 ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

## 第8条 知的所有権

本契約に基づくSEO対策に必要なテキスト、文章に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出したテキスト原稿、画像に関する所有権は甲に帰属する。

## 第9条 申込後の取消、修正、解約

- 1 甲が、乙によるSEO対策開始後に申込の取消を行う場合、甲は、SEO対策料金の上限金額を支払う。
- 2 甲が、申込後にキーワードの変更を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

## 第10条 責任制限

乙は、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、SEO対策料金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

## 第11条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

- 1 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
- 2 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- 3 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- 4 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
- 5 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

## 第12条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく契約を解約することができるものとする。

- 1 本契約に基づく代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
- 2 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- 3 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
- 4 第10条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
- 5 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

## 第13条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

#### 第14条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

#### 第15条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

#### 第16条 有効期間

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
- 2 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

#### 第17条 協議および管轄裁判所について

- 1 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
- 2 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

#### 第18条 暴力団排除条項

甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会勢力であることが判明したときは、乙は何らの催促を要することなく本契約、又本契約に関わる全ての契約を解除出来る事とする。

以上